

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
①	②	③	④	⑤	⑥

令和6年分
開催分

(ふりがな) こくみんかいかくこんわかい

1 政治団体の名称 国民改革懇話会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目17番17号
JBS永田町

3 代表者の氏名 古川 元久

4 会計責任者の氏名 平田 大祐

事務担当者の氏名

石川 佳那

(電話) 03-3593-6229

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☒ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

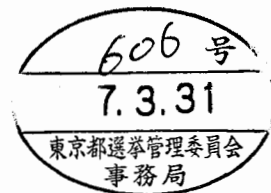
活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届 出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者 の氏名(2人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者 の氏名(3人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間
から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	40,604,123
(前 年 か ら の 繰 越 額)	40,601,560
(本 年 の 収 入 額)	2,563
支 出 総 額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	40,604,123

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(ア) (う) ち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	2,563	
	合 計	2,563	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☒ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 3月 25日

政治団体の名称 国民改革懇話会

会計責任者の氏名 平田 大祐



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

監査意見書

令和7年3月25日

国民改革懇話会規約第8条に基づく監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 実施した監査の概要

令和6年国民改革懇話会会計及び政治資金規正法（以下「法」という）第12条第1項に規定する報告書に記載された事項について、法第14条の規定に基づく監査を実施しました。

2. 監査の対象となった会計帳簿、明細書及び領収書等についての意見

- (1) 会計帳簿、明細書及び領収書等はいずれも保存されていると認めます。
- (2) 会計帳簿には、収支の状況が記載されていると認めます。
- (3) 収支報告書には、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて、
収支の状況が誤りなく表示されているものと認めます。

3. その他の監査上の特記事項

特に記載すべき事項はありません。

政党の名称 国民改革懇話会

監査した者の職・氏名

会計監査

杉田裕一 